



事業者向け

塩竈市飲食店事業継続緊急支援金



市内で飲食店を営む事業者の事業継続を後押しするため1事業者あたり5万円を支給します。
なお、対象と思われる事業者の方に申請書一式を11月13日に送付しています。

対象事業者

市内に店舗を構え、食事などを提供する法人、個人事業主で条件を満たす事業者。

※支給条件については市ホームページに詳細を掲載していますので、確認ください

申請期間

受付中～令和3年1月22日(金)

申請方法

申請書と必要書類を郵送

送付先

塩竈市本町1番1号壱番館庁舎2階

飲食店事業継続緊急支援金担当

※感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください



「塩竈市飲食店事業継続緊急支援金」▶

☎ 商工港湾課商工係 ☎ 364-1124

事業者向け

塩竈市飲食店感染症対策備品等購入助成金



市内で飲食店事業を営む事業者で、対象の感染防止用備品を購入した方へ5万円を上限に購入費を助成します。

対象事業者

市内に店舗を構え、食事などを提供する小規模企業者、個人事業主で条件を満たす事業者

※9月16日以降に購入した備品などが対象

※支給条件については市ホームページに詳細を掲載していますので、確認ください

申請期間

受付中～令和3年1月22日(金)

※予算の上限に達し次第受付終了

申請方法

申請書と必要書類を郵送

送付先

塩竈市本町1番1号壱番館庁舎2階

飲食店感染症対策備品購入等助成金担当

※感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください



「塩竈市飲食店感染症対策備品等購入助成金」▶

☎ 商工港湾課商工係 ☎ 364-1124

事業者向け

中小事業者等所有の事業用資産(家屋・償却資産) 令和3年度固定資産税軽減措置

軽減基準

令和2年2月～10月までの連続する3カ月間(任意)の売上高と前年同期間を比較し、売上高の減少割合に応じた軽減措置を適用

軽減措置(軽減率)

売上高の減少率	軽減率
30%以上 50%未満	半額
50%以上	全額

申請に必要な書類

- ①認定経営革新等支援機関等(税理士、公認会計士、商工会議所等)の確認を受けた申告書
- ②収入減を証する書類
- ③特例対象家屋の事業用割合を示す書類

申請期間

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

☎ 税務課固定資産税係 ☎ 355-5934

お医者さんに行く前に…まずは電話で相談を!

インフルエンザの流行時期となります。発熱など新型コロナウイルス感染の心配があるときは、かかりつけ医や近隣の医療機関に、必ず電話相談をしてから医師や保健所の指示に従って受診をしましょう。

宮城県が示した検査体制をよく確認しましょう



宮城県ホームページ「医療機関への受診について」▲

宮城県健康相談窓口

☎ 022-211-2882

☎ 022-211-3883

聴覚や言語に障がいのある方専用

FAX: 022-211-3192

E-mail: sodan-corona@pref.miyagi.lg.jp